2019年度 労働法研究会のご案内

KPC 公益財団法人 関西生産性本部
KANSAI PRODUCTIVITY CENTER

変化する労使関係と
労働法制の変化への対応

～最新の判例・法令解説により、労使のトラブルを未然に防ぐ～

概要

昨今、「働き方改革関連法」が成立し、労働基準法、労働契約法、パートタイム労働法などの改正が成立され、生産性の向上や就業機会の拡大を目的として、雇用・労使関係にも変化が求められています。これに伴い企業における労務管理のあり方も、その変化に対応する形で、見直しが必要とされています。また、企業経営に置いても、労働時間や雇用問題をはじめとする個別的労使関係や、メンタルヘルス等の課題に、迅速かつ適切な対応を取ることが必須となっています。そのためには、労使双方が最新の判例動向や法改正の内容を十分に把握し、労使のトラブルを未然に防ぐことこそが、重要となっています。
当研究会では、長年労働法制と深く関わられてきた京都大学名誉教授の西村健一郎先生、同志社大学法学部教授の土田道夫先生、そして経営法曹として３０年以上労働事件を専門に扱ってこられた山﨑武徳弁護士の３名を常任講師としてお迎えすると共に、数多くのゲストをお招きし、最新の判例を交え、今日的な課題について検討いたして参ります。

労働法研究会の特色

○　講義・判例紹介・ケース検討等、さまざまな方法で労働法上の課題を検討します

講師による法律・判例解説に加え、ゲストを招いた実際の企業事例の紹介や、実例に則したケースの法的な解釈をグループで検討、立論するケース検討など、様々な方法により労働法上の課題を検討します。それにより、単なる知識と情報の収集にとどまらず、現場における判断に役立つセンスとマインドを醸成します。

○　労務管理上必要な労働法の知識を、体系的に学びます

ケース検討では、労務管理上押さえておくべき法的な課題について議論します。実際の労働判例をモディファイした事例をグループで検討し発表を行うことで、参加者同士の労働法上の課題に対する考え方の共有と、労務管理上の対応策を学ぶことが出来ます。

○　webによる資料配信

例会終了後、当日配付した資料をwebで配信します（メンバーのみ・要メールアドレス）。
ご欠席の場合や、組織内での情報共有などにご活用頂けます。

○　例会終了後 『情報交換会』を開催予定

例会終了後、参加者有志による『情報交換会』を開催予定。日常業務で直面している課題や疑問、例会内で聞くことの出来なかった質問等々について、情報交換を行うと共に、組織・立場を超えたネットワークの構築を行います。

ご指導頂く常任講師陣

京都大学 名誉教授(法学研究科)
西村 健一郎　氏

1945年生まれ。
時代をリードする労働法学者。実務や企業実状に明るい。2009 年まで厚生労働省労働政策審議会公益代表委員
（主著）「労働法」「労働基準法講義」他多数

同志社大学 法学部・法学研究科
教授　土田道夫　氏

1957年生まれ。
厚生労働省・労働契約法制研究会等、多くの研究会メンバーとして、労働法制の政策形成に関与。
（主著）「労働法概説」「労働契約法」他

弁護士法人第一法律事務所
弁護士 山﨑武徳　氏

1940年生まれ。
経営法曹として30年近く労働事件を専門的に処理し、その実績には定評がある。

【第１回例会】 (講義) 6月7日(金) 15:00～17:00	労働法制の変容と働き方改革関連法の意義 ～変化を迫られる労使の対応と課題～ 講師：明治大学法科大学院　教授　　野 川　忍　氏
	2018年6月に働き方改革関連法案と呼称される一連の労働法改正が成立した。同一労働同一賃金のルールの整備、高度プロフェッショナル制度の新設、月100時間以上の残業禁止等の残業時間の規制などが行われる。労使は今回の労働法改正に伴い、内容の理解と対応を迫られることとなる。そこで第1回例会は、働き方改革関連法の成立に伴う、2019年以降の労働法制の変化及び労働環境の変化と課題についてご講義いただく。
【第2回例会】 (講義) 6月21日(金) 15:00～17:00	従業員代表制の意義と課題 ～ドイツの状況を踏まえて、運営メリットと労働組合とのすみわけを考える～ 講師：京都大学　大学院 経済学研究科　教授　　久 本 憲 夫 氏
	従業員の過半数で組織する労働組合がない事業所は、時間外労働に関する協定などの労使協定を締結する際、従業員の過半数を代表する者を選出し、従業員代表として締結することが定められている。しばしばその選出方法を巡って違法なケースが発生している。現在、この過半数代表者が関与する労働法上の規定が非常に多くなっている。ところが、過半数代表者の活動について依然として法的にしっかりと定められていないなど、制度的な不備が目立っている。本講義では、比較対象として、ドイツの従業員代表制(事業所委員会制度など)を紹介しつつ、日本との差異について解説するとともに、日本の過半数代表者の現状、厚生労働書でおこなわれた研究会の内容についても解説し、過半数代表者の役割と労働組合とのすみわけ問題、今後の在り方などについて講義する。
【第3回例会】 (講義) 7月5日(金) 15:00～17:00	時間外労働・休日労働に関する協定締結と年次有給休暇取得のポイント ～労働基準法の改正による変化と事業者が行うべきこと～ 講師：大阪労働局 労働基準部 監督課長　　津 田 惠 史 氏
	働き方改革関連法案の成立により、「労働基準法」において、初めて残業時間の上限を法律で規制された。また年間の有給休暇消化日数が5日未満の従業員については、会社が有給休暇を取得するべき日を指定することも義務付けられた。今回の法改正に対し、労使は法改正の内容理解と実務においての対応が必須となる。そこで、第３回例会は時間外労働・休日労働に関する協定締結と年次有給休暇の取得義務化について、法改正による変化とその変化に伴い事業者が行うべきことについてご講義いただく。
【第4回例会】 (講義/ケース検討) 8月2日(金) 13:30～17:30	民法の改正と労働法への影響 ～債権法の改正による法的課題と実務への影響を知る～ 講師：関西外国語大学 外国語学部・助教　　岡 村 優 希 氏
	2017年５月に、「民法の一部を改正する法律」が成立し、「債権法」の改正が行われた(2020年4月より施行予定)。これにより、定型約款というルールの新設や、債権の消滅時効の短期化等が行われ、労働法にも少なからず影響を及ぼすことが予想される。労使はこの債権法の改正による実務への影響を理解することが必要であり、第4回例会は民法の改正による労働法への影響と法的課題及び実務への影響についてご講義いただくとともに、ケース検討を通して実践的にこれらの問題について学習いただく。
【第5回例会】 (合宿) 8月28日(水) ～8月29日(木) ※後日別途、食費・宿泊費等実費(13,000円程度を予定)をご請求させていただきます。	外国人受け入れ政策の影響による課題と取り組み ～出入国管理法改正による労働環境の変化と影響を知る～ 【講義/ケース検討】同志社大学 法学部・法学研究科 教授　　上 田 達 子 氏 【講義】社会保険労務士 小野佳彦事務所 特定社会保険労務士　　小 野 佳 彦 氏 【情報交換】弁護士法人 第一法律事務所 弁護士　　山 﨑 武 徳 氏
	2018年12月出入国管理法改正案が成立し、日本における外国人労働者の受け入れの拡大が可能となった。新しい在留資格が創設され、日本語能力や仕事をするのに必要なスキル「特定技能」があると認められれば、特定産業分野の就労が可能となる。外国人の労働者として受け入れられる幅が広がり、このことは労使にとっても労働環境の変化に大きく関わり、対応を迫られる事柄となる。そこで本例会では外国人受け入れ政策における、課題と取り組み、労働環境の変化をテーマに講演をいただく。また２日目はケース検討及び参加者による情報交換も実施する。

【第6回例会】 (講義/ケース検討) 10月31日(木) 13:30～17:30	フリーランス人材をめぐる問題 ～雇用によらない働き方／独占禁止法の適用による変化を含めて～ 講師：同志社大学 法学部・法学研究科 教授　土 田 道 夫 氏 企業と雇用契約を結ばずに働く、フリーランス人材の労働環境の改善が注目されている。昨今では、厚生労働省「雇用類似の働き方に関する検討会報告書」（2018年3月）が、フリーランスなど雇用類似の働き方について法的保護の方向性を示しており、また、フリーランス人材を、独占禁止法で保護することで、労働を安定化させ、経済の活力を高めることも期待されている。この動きに伴い、企業とフリーランス人材との契約や成果物に対する考え方にも変化が生じ、労使にとってもフリーランス人材に対する理解が必要となる。そこで第６回例会では、フリーランス人材をめぐる問題点及び上記報告書や独占禁止法の適用による変化についてご解説をいただくとともに、ケース検討を通して実践的にこれらの問題について学習いただく。
【第7回例会】 (講義) 11月25日(月) 14:00～17:00	メンタルヘルスと産業医の役割 ～メンタルヘルス対策の留意点と行うべきこと～ 講師：京都大学 名誉教授　西 村 健一郎 氏 イビデン株式会社 健康管理推進センター・センター長 産業医 安 田 博 之 氏 2014年、労働安全衛生法の一部が改正され、労働者に対するストレスチェック及び面接指導の実施が事業者に義務付けられた。企業は事業場の実態におじたメンタルヘルスケアと健全で安心して働く職場を提供することが求められており、また、企業と産業医との連携も企業は考慮する必要がある。労使はメンタルヘルスの対策を理解する一方で、産業医の実情や対応、役割を今一度理解することが必須であり、第7回例会ではメンタルヘルスと産業医の役割についてご講義いただく。
【第8回例会】 (講義) 12月9日(月) 15:00～17:00	パワーハラスメント防止策と法的観点 ～防止措置義務化への法整備：課題と実務への影響とは～ 講師：第一協同法律事務所 弁護士　峰　隆 之　氏 昨今、職場におけるパワーハラスメントについて、相談が急増し深刻な問題となっている。国は労働施策総合推進法改正案にパワーハラスメント防止措置を義務付け、2020年の施行を見込んでおり、問題解決に乗り出している。労使にとっても、職場環境及び生産性を考える上で、パワーハラスメントの問題と向き合い、防止策を講じることは必須であり、第8回例会では、パワーハラスメント防止策と防止措置義務化への法整備についての課題と実務への影響についてご講義いただく。
【第9回例会】 (講義) 1月30日(木) 15:00～17:00	過労死・過労自殺をめぐる現状の課題と対策 講師：同志社大学 法学部・法学研究科 教授　上 田 達 子 氏 国が発表している過労死・過労自殺の労災認定者数はここ数年横ばいの状態が続いている。この現状の背景には長時間労働も問題の１つであると考えられており、働き方改革やワークライフバランスの見直しが求められている中で、労使にとってはこの問題と向き合う必要性がある。そこで、第９回例会では過労死・過労自殺をめぐる現状の課題と対策についてご講義いただく。
【第１0回例会】 (講義) 2月13日(木) 14:00～17:00	重要判例　この１年 講師：京都大学 名誉教授　西 村 健一郎 氏 同志社大学 法学部・法学研究科 教授　土 田 道 夫 氏 コーディネーター：弁護士法人天満法律事務所　所長　吉 田　肇　氏 第10回例会は恒例の判例回顧として、「重要判例　この１年」をテーマに、本年度１年間の重要な労働判例について、常任講師陣による解説を行う。

※テーマ・内容・日程・時間等については、一部変更する場合があります。ご了承ください。
（例会ごとにe-mailにてご案内します）
※ケース検討の進め方について
事前に、検討課題と参考資料を送付します。
当日は、冒頭で講師より基礎的内容について解説頂いた上で、グループによる検討と発表、解説を行います。

昨年度会員一覧(参考)

アシックスユニオン　エア・ウォーター㈱　エア・ウォーター労働組合　ＮＴＴ労働組合関西総支部　大阪商工会議所　大阪府民共済生活協同組合　関電システムソリューションズ㈱　協和綜合法律事務所　草尾法律事務所　㈱クボタ　倉敷紡績㈱　江和社会保険労務士事務所　コベルコシステム㈱　参天製薬㈱　シャープ労働組合　㈱シズカ　神鋼不動産㈱　㈱ジェイアール西日本デイリーサービスネット　(学)常翔学園　住友化学労働組合　全東レ労働組合連合会　ダイキン工業労働組合　ダスキン労働組合　弁護士法人天満法律事務所　東洋紡㈱　東レ㈱大阪本社　日本電気硝子㈱　西日本旅客鉄道㈱　㈱日本触媒　阪急阪神百貨店労働組合　阪急バス㈱　パナソニックエコソリューションズ労働組合　㈱ヒガシトゥエンティワン　ふるかわ社労士事務所　古野電気㈱　弁護士法人淀屋橋・山上合同　ホシデン㈱　ボルグワーナー・モールシステムズ・ジャパン㈱　村田・岡﨑法律事務所　萬.COI　レンゴー㈱ (組織名50音順)

開催要領

対　　象 ：企業の経営者、管理者、総務・人事・労務部門の担当者 労働組合役員、弁護士、社会保険労務士の方
（代理出席可能・複数名の参加についてはお問い合わせ下さい。）

会　　費 ：生産性本部会員　(1名につき)　　８６，４００円（消費税8%込）
一　　般　(1名につき)　　１０８，０００円（消費税8%込）
※年間会費(通常例会 全１０回)　※会員とは生産性本部賛助会員に加盟している組織をさします。
※合宿例会に関しましては、後日別途、食費・宿泊費等実費（約13,000円程度を予定）をご請求させて頂きます。

会　　場 ：当本部会議室（もしくは周辺会議室）にて開催します。（※都度ご案内します）
※合宿例会・・・同志社びわこリトリートセンター(滋賀県大津市北小松179　)

参加申込 ：下記申込書に必要事項をご記入のうえ、ＦＡＸもしくはe-mailにてお申し込みください。
折り返し、第1回例会のご案内、ご請求書等をお送り致します。
（ホームページ http://www.kpcnet.or.jp/　からもお申込み頂けます。）

事 務 局 ：(公財)関西生産性本部・労働法研究会（担当：芝原・川島）
〒530-6691 大阪市北区中之島6－2－27 中之島センタービル28階
ＴＥＬ:06（6444）6464　ＦＡＸ:06（6444）6450　E-mail：shibahara@kpcnet.or.jp
※ご不明な点はお問い合せ下さい。

※ 個人情報の取扱いについて

1. 参加申込によりご提供いただいた個人情報は、当本部の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し、保護の徹底に努めます。なお、当本部個人情報保護方針の内容については、当本部ホームページ（http://www.kpcnet.or.jp/）をご参照願います。参加されるご本人、ご連絡担当者の皆様におかれましては、内容をご確認、ご理解の上、お申込いただきますようお願いいたします。
2. 個人情報は、『労働法研究会』の事業実施に関わる資料等の作成、ならびに当本部が主催・実施する各事業におけるサービス提供や事業のご案内、および顧客分析・市場調査のために利用させていただきます。
3. 法令に基づく場合などを除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。
4. 個人情報の開示、訂正、削除については、当本部労働法研究会（担当：芝原・川島、事業実施部門連絡先TEL06-6444-6464または組織部個人情報保護担当窓口（TEL06-6444-6461）までお問合せください。
5. 本案内記載事項の無断転載をお断りします。

(公財)関西生産性本部　行き　　FAX：06-6444-6450(川島)

『2019年度 労働法研究会』お申込書

(ふりがな) 会社・機関名		申込日	年　月　日
		会員区分 (○で囲んでください)	生産性本部賛助会員・一般
所　在　地	(〒　－　)		
参　加　者 ※E-mailにつきましては、例会案内及び資料送付のため必ずご記入ください。	所　属　・　役　職	(ふりがな) 氏　名	
	TEL(　)　－　FAX(　)　－ E-mail :		
連絡担当者 (参加費請求先)	所　属　・　役　職	(ふりがな) 氏　名	
	TEL(　)　－　FAX(　)　－ E-mail :		
通　信　欄			